

久米南町立保育園業務支援システム導入業務仕様書

1 基本事項

(1) 業務名

久米南町立保育園業務支援システム導入業務

(2) 目的

本業務は、本町公立保育所への保育業務支援システムの導入により、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 契約期間等

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

なお、運用開始は令和 8 年 11 月 1 日を想定するものとする。

(4) 履行場所

施設名	園児数	職員数	既設端末数 (タブレット・PC)
弓削保育園	36 人	12 人	7 台 (タブレット)
神目保育園	17 人	8 人	5 台 (タブレット)
誕生寺保育園	24 人	8 人	5 台 (タブレット)
久米南町保健福祉課	—	—	2 台 (PC)

※園児数、職員数及び端末数は令和 8 年 7 月 1 日現在

保育園はタブレット、保健福祉課はパソコンの数

(5) 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

- ① システム利用環境の提供
- ② システム導入フォロー及び初期設定支援
- ③ 各種操作マニュアルの作成
- ④ 操作研修の実施
- ⑤ システム運用及び保守の実施
- ⑥ その他、本業務に必要なすべての作業

(6) 留意事項

- ① 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、許可なく複写及び第三者へ

の提供はしないこと。また、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。

- ② 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

2 システム内容

(1) 概要

- ① 保育所を運営する他の地方公共団体において、100 団体以上への導入・運用実績があるシステムであること。
- ② 現在までに 5,000 施設以上での導入・運用実績があるシステムであること。
- ③ 本町の規模感を考慮し、保育所を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり 5 園以上の公立保育所への導入・運用実績があるシステムであること。
また、岡山県内の自治体にて導入実績があるシステムであること。
- ④ ①、②、③の導入・運用実績は、公立施設における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（例えば午睡チェックシステム等）の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
- ⑤ 全ての機能が一つのシステム内で利用可能であり、特定の別システムを利用するような負担がないこと。
- ⑥ 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。
保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
- ⑦ 職員用システム及び保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で 3 年以上の運用実績があること。
- ⑧ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供すること。
- ⑨ 他システムとの API 連携実績があること。
- ⑩ 個人情報運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側に保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りでない。

(2) 機器類

- ① システム接続用の機器は、本町で別途調達する PC 及びタブレット端末、登降園打刻用の IC カードリーダー・QR コードリーダーの利用を想定すること。また、調達の機器は以下のとおりとする。

・【Apple iPad Wi-Fi モデル CPU AppleA16 128GB】

- ② 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザ(Google Chrome 等)による利用とすること。

(3) ネットワーク

- ① 保育所及び保健福祉課で利用する機能は、インターネットを経由して利用できること。
- ② 上記の機能は、20Mbps 程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。
- ③ 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを経由して利用できること。
- ④ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を担保すること。
- ⑤ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。

(4) 機能要件

- ① 別紙「機能要件」の機能を提供できること。

(5) 帳票要件

- ① 指導計画・保育日誌等の帳票は当町の様式をシステム上で再現すること。なお、本紙の様式そのままの再現が難しい場合、再現が難しい部分については、本町と別途協議の上、最適な様式を提案すること。
- ② 再現に必要な費用は、初期費用に含めるものとし、運用開始後、様式に変更があった際は追加の費用なく本町で変更できること。

(6) その他

- ① ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごと機能別に権限（閲覧権限／編集権限／承認権限／ダウンロード権限／利用不可）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- ② 特定の権限を有する保健福祉課専用の特権アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ③ 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
- ④ ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

3 システム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

- ① 運用を開始するに当たり、当町で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- ② 契約後、システム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始ま

での詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当町の承諾を得ること。

- ③ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、当町の要求があった場合は、施設ごとの利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- ④ 導入担当者は、20 以上の地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト担当経験を有すること。
- ⑤ オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的で開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

(2) 操作マニュアル

- ① 運用開始 1 ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。
- ② 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）として提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
- ④ 機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

4 運用保守

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本町へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

- ① 保育所及び保健福祉課からの問い合わせに対応する、施設及び自治体向けヘルプデスクを設置すること。
- ② 施設及び自治体向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ③ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00～18:00 の時間帯で受付すること。
- ④ 電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。
- ⑤ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。

- ⑥ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせとし、24 時間受付とすること。
- ⑦ ヘルプデスクには、保育士資格及び 1 年以上の保育現場での勤務経験を有する者を複数名以上配置すること。
- ⑧ ヘルプデスクには、正社員を複数名以上配置すること。

(3) セキュリティ対策

- ① IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- ② システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- ③ システムの脆弱性診断を定期的を実施すること。
- ④ 利用するウィルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
- ⑤ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24 時間 365 日の死活監視を実施すること。
- ⑥ データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
- ⑦ 使用するクラウドサービスの基盤は、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)のクラウドサービスリストに登録されていること。
- ⑧ 暗号化を施した上で通信すること。通信プロトコルは、TLS1.3 を用いた暗号化通信をサポートすること。
- ⑨ 保育所及び保健福祉課が使用する静的 IP アドレスによるシステムへのアクセス制御を行えること。なお、当該 IP アドレスは複数指定できること。
- ⑩ 静的 IP アドレスによるアクセス制御は、緊急時は、配信権限を持たない職員であっても、IP アドレス制限や権限設定の影響を受けずに、お知らせが配信できる機能に対応すること。
- ⑪ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う CSIRT を設置すること。
- ⑫ 受託者は ISO/IEC27001:2022（ISMS）の認証を取得していること。
- ⑬ システムは ISO/IEC 27017 の認証を取得していること。

(1) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに本町に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを 1 日複数回保存し世代管

理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(2) システム保守

- ① システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- ② クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ③ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(3) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本町に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。